

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成22年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成22年9月21日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社三好総合解体

(2) 主たる営業所の所在地

高松市檀紙町1968番地1

(3) 代表者の氏名

三好 和則

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一17）第7107号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し（とび・土工工事業）

4 処分の原因となった事実

有限会社三好総合解体の取締役三好和則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）違反により、高松地方裁判所から懲役6月執行猶予3年に処する旨の判決を受け、平成22年2月13日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。